

第2章 高齢者社会に対する箕輪町の取り組み

第1節 箕輪町が目指す2040年の将来像・実現のための基本目標

1 基本目標

住民が住み慣れた地域で自分らしく暮らせる体制づくり

地域の中での高齢者の目指す姿

生きがいをもって暮らせる

身近な地域で健康に暮らせる

地域で支えあって暮らせる

2 基本目標に対して箕輪町が取り組むこと

① 地域包括ケアシステムの輪の拡大

その人が住み慣れた地域で送る「ふだんの生活」を支えるために、従来の地域包括ケアシステムで捉えてきた枠組みを少し広げて考えます。(別図)

その人を取り巻く地域の多様な主体が、それぞれ持つ特性やできることを発揮しあい、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、相互に参画できるような関係性づくり(地域デザイン)を行い、その人が「生きがいを持って暮らせる」・「身近な地域で健康に暮らせる」・「地域で支え合って暮らせる」ことのできる地域を目指します。

先行する取り組みとして、85歳以上の2人に1人といわれる認知症対策があります。これまでの取り組みや、いわゆる認知症基本法の成立等により、社会全体の理解が進みつつありますが、そのことにより「その人のふだんの暮らし」である買い物、食事、対話、畑仕事などを地域のフルメンバーで見守ることができ、また「大声を出す・何度も同じことを聞く」などの特性を理解していることで、いたずらに違和感や不信感を感じずに存在を受け入れ、共存できるようになるなど、支援が特別なことではなくなってきました。

② 専門職が専門職として働けるための関係づくり

2040年には高齢化率が4割を超え、実数としても増加し続ける一方で、町の人口は18,000人台まで減少する見込みであり、高齢者を支援する医療・介護人材は減少することが見込まれます。

少ない専門家が高齢者を支援できる体制を作るために、専門職ひとりひ

とりが出来る事を増やし、能力を伸ばすための支援と、施設への送迎など、地域での助け合いや他業種との連携により、専門職をカバーできることを増やしていくための関係性づくりを進めます。

③ 「ともに」生きていくための福祉的な地域力の向上

これまでの高齢者だけに注目したケア体制から、子供から成人を含めた多世代を意識し、直接福祉とつながりのない民間の事業者、外国人、多拠点居住者などの地域のフルメンバーが「ともに」支援の受け手や支え手になることで「福祉的な地域力」が向上し、結果として町のあらゆる立場の人の「ふだんの暮らし」を支える輪になります。町はそのための関係性づくりを行います。

※健康…病気や弱っている状態でないということだけではなく、肉体・精神的にも、社会的にも満たされた状態をさします。(日本 WHO 協会訳)

地域住民が住み慣れた地域で自分らしく暮らせる体制づくりのイメージ



3 箕輪町地域包括ケアシステム推進体制

① 個別地域ケア会議

支援が難しい高齢者等の個別の課題を解決するために、医療・介護等の専門職、民生委員・児童委員、地区役員等の多様な関係者が協働して行う会議です。地域包括支援センターが会議を開催します。

② 地域ケア会議

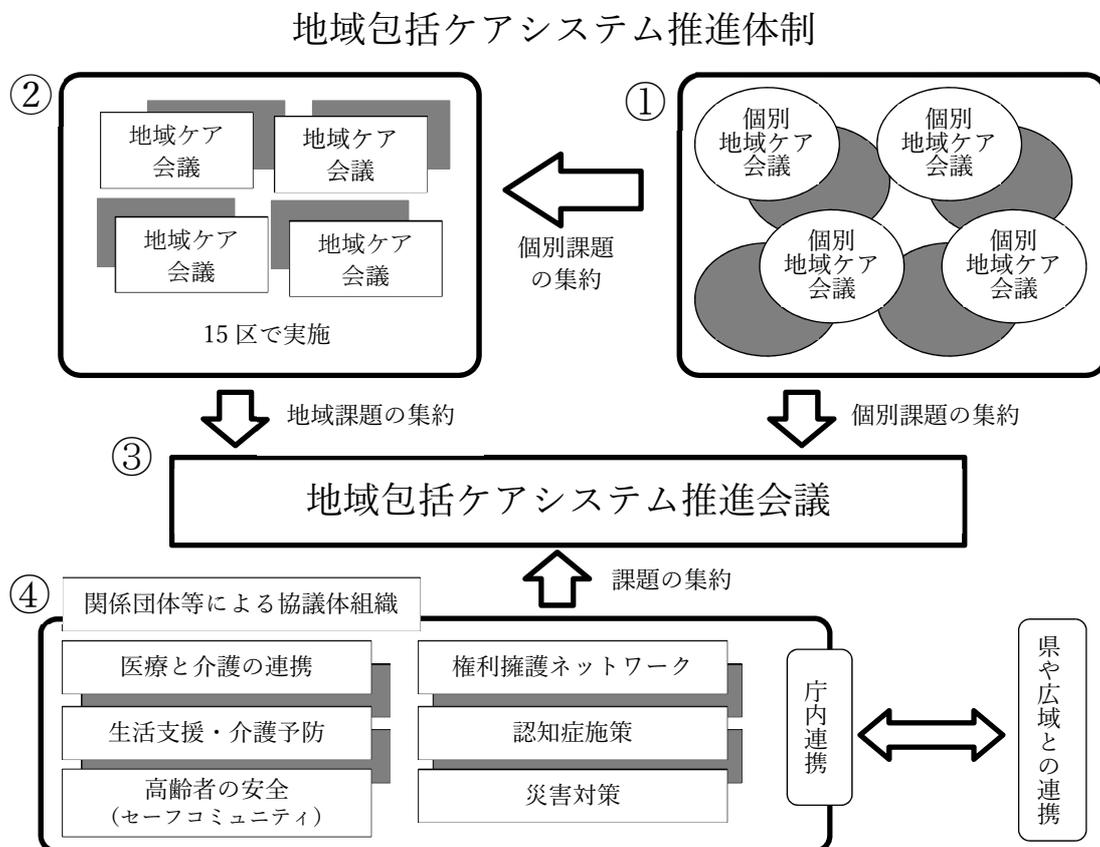
地域の高齢者等の生活課題の解決のために、地区社協や地区安全安心協議会等（以下「地区社協等」という。）の地域の関係者が地域の実態把握や個別課題の分析を行い、地域のネットワークづくりを検討するための会議です。地区社協等や生活支援コーディネーターが会議を開催します。

③ 地域包括ケアシステム推進会議

個別地域ケア会議、地域ケア会議で把握された町全体の課題を整理し、各種事業や町全体の取組について検討するための会議です。町が会議を開催します。

④ 関係団体等による協議体組織

医療と介護の連携や権利擁護、要配慮者の災害対策等について具体的に協議し、推進するために関係団体等による協議体を組織します。



第2節 施策の推進

1 生きがいづくり・健康づくり・介護予防の推進（一般介護予防事業）

〈現状〉

後期高齢者健診データから、令和2～4年にかけて「低栄養者の割合」、「口腔機能低下のリスクのある人数」、「運動習慣なしの人の割合」が上昇（悪化）し、介護保険新規認定者の平均年齢が低下していることが分かりました。

また、高齢者実態調査からは「グループ活動への参加率」、「友人・知人と会う頻度（月に何度かある以上）の割合」が低下傾向にあります。

具体的な事業を見ると、いきいき百歳体操では参加者延べ人数が減少し、地域ふれあいサロンの団体数も減少が進んでいます。コロナの影響を差し引いて考える必要がありますが、集団への参加に関する高齢者の行動が変化していることも考えられます。

〈課題〉

- ・フレイルが増加しつつあり、かつ若年化していることが推測されます
- ・社会参加が減少しています

〈方向性〉

- ・フレイルもしくはフレイルに至る前段での介護予防のアプローチ
- ・社会参加の減少とフレイルの相関が推定されることから、社会参加を促す仕組み・仕掛けづくりとモニタリング

【課題に対する実施主体ごとの役割】

主体	役割（やること）
住民 （自助）	<ul style="list-style-type: none">・趣味活動等の通いの場、地域活動、畑仕事など、社会参加を意識して暮らします。・社会参加のきっかけとなる情報がインターネットから得られる環境を前提に、デジタルへの対応力を向上します。
地域や関係団体・事業所等 （互助・共助）	<ul style="list-style-type: none">・社会参加や介護予防につながる活動を実施・支援し、フレイル予防に取り組みます・介護予防や健康について学ぶ機会を作ります。・従業員の健康づくりを進めます。また、SDGs や健康経営などの社会認証の仕組みを積極的に活用し、従業員の健康づくりが経営のインセンティブとなるよう取り組みます

<p>行政 (公助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が地域内でのつながりを得て、社会参加や役割を得られるよう、集いの場づくりを応援します。 ・民間と連携した介護予防・健康教育が行える関係づくり・環境づくりを進めます ・SNSの利用や、趣味や関心で人が集まっている場に出向く、オンライン講座など、伝えたい対象に届く手段・場を選んで普及啓発を行い、健康づくりやフレイルに関する意識を向上します ・いきいきポイント・健康ポイントを活かし、地域住民の社会参加や運動習慣や健康への意識向上を図ります ・社会認証をフックにするなど、健康づくりが経営のインセンティブとなるような仕組み作り応援・促進します
---------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【事業の評価指標として考えられるもの】

指標の内容	令和4年度 実績	令和6年 目標	令和7年 目標	令和8年 目標
出前講座の実施回数	7回	前年増	前年増	前年増
SNS等を活用した周知活動	17回	前年増	前年増	前年増
いきいきポイント登録団体 及び登録者数	99団体	前年増	前年増	150団体
民間企業等と連携した介護 予防教室等の企画	-	毎年2件	毎年2件	毎年2件
地域課題やニーズの把握に よる健康づくり企画	-	毎年1件	毎年1件	毎年1件
社会認証をフックにした事 業所の健康づくりの支援	-	毎年1件	毎年1件	毎年1件
5 - 18「何らかの地域の会やグ ループに参加していますか」				
6 - 26「友人・知人と会う頻 度はどのくらいですか」				
7 - 45「現在、介護予防に取 り組んでいますか」				
7 - 49「「フレイル」という 言葉を知っていますか」				
参考にした調査等	高齢者等実態調査			

2 介護予防・生活支援サービス事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

〈現状〉

総合事業を利用可能な対象者に対して、サービスを実施する事業所・住民等の提供体制は充足しているものの、利用者が少なく減少傾向にあります。

要因として、実施事業所やケアマネージャーからはサービスごとの目的が不明確なこと、制度の複雑さ、手間のわりに（介護保険事業と比較して）報酬単価が安いこと等が寄せられています。

今後高齢者数が増加し、支え手となる生産年齢人口が減少する中で、高齢者が健康で自立しつづけられる環境づくりは最も大切な取り組みであり、介護予防につながる総合事業の設計の見直しが必要なタイミングです。

また、本事業を促進する役割としての「生活・介護支援サポーター」や「認知症サポーター」など地域における支援者から「何か役に立ちたい」との声があるものの、十分に活用しきれていない状況があります。

令和6年度の改定では見送られましたが、国では要介護1・2の対象者を総合事業対象者として移行することを検討しており、この3年間で総合事業を再考する必要があります。

〈課題〉

- ・ サービス類型ごとの目的と対象、取り組み内容が見えにくい
- ・ サービスを提供する事業所の専門性を活かしきれていない
- ・ 生活・介護支援サポーターや認知症サポーターが活かしきれていない

【課題に対する実施主体ごとの役割】

主体	役割（やること）
住民（自助）	地域での自立した日常生活を継続できるよう、健康づくりを意識して取り組む。 生活・介護支援サポーターや認知症サポーターなど、地域を支える担い手となることを意識する
地域や関係団体、民間企業等（互助・共助）	介護予防につながる取り組みや、総合事業を実施する上でのパートナーとして、地域団体や民間企業など様々な立場から協力関係をもち、より良い地域づくりを進める
行政（公助）	・ その人が地域で暮らし続けることができるため、困りごとに合った介護予防・生活支援サービスを作る ・ 利用者を含む住民／ケアマネージャー等の支援者／サービ

	<p>ス提供事業所、それぞれを向いた「わかりやすさ・使いやすさ・手間の簡素さ」に配慮する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者のサービス支援計画を策定するケアマネージャーと連携を強め、サービスを不断に見直す ・予防が事業所のインセンティブになるための仕組みの検討 ・受託先の専門職が、専門性を発揮できることに配慮したサービス設計を行う ・地域の多様な主体が総合事業に参画しやすくなる枠組みの構築と、専門職以外でもできる部分の担い手づくり ・総合事業と介護サービスを切れ目なく提供できるよう、継続利用要介護者が利用可能なサービスの拡充を図る ・SDGs の理念など共通の社会認証をフックに、地域住民や企業と同じ方向を向いて協力関係をつくる
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【事業の評価指標として考えられるもの】

指標の内容	令和5年 現在	令和6年 目標	令和7年 目標	令和8年 目標
住民主体のサービス数				
新規参入事業者数				
介護予防・生活支援サービス事業の新規申請者数				
要介護（要支援）認定率				
参考にした調査等	事業実績			

【参考】総合事業のサービス体系（令和5年度現在）

介護保険法における要支援認定者や認定に至らなくとも生活に支援が必要な方に対して、介護予防や要介護状態の軽減、悪化の防止、自立した日常生活の支援を実施することにより、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう、「総合事業」として町として必要なサービス類型（訪問・通所A～D型）を作り、提供しています。

	事業名	事業の概要
訪問型	訪問型サービスA	指定事業所による訪問介護サービスを提供します
	訪問型サービスB	地区組織やボランティア団体等、住民主体の生活支援サービスを提供します

	訪問型サービス C	指定リハビリテーション事業所の専門職によるリハビリテーションを短期間に集中的に提供します
	訪問型サービス D	地域の実情に応じて、住民主体による移送サービスを提供します
通所型	通所型サービス A1	指定事業所による通所介護サービスを提供します
	通所型サービス A2 (いきいき塾)	公民館等の公共施設において介護予防活動を提供します
	通所型サービス A3 (自由時間)	健康の維持増進のため、商業施設内のスペースで介護予防活動と買い物等の生活支援を提供します。
	通所型サービス B	住民主体による通いの場を提供します

3 地域全体で高齢者を支える体制の整備

〈現状〉

地域包括ケアシステムの構築を目指して、平成27年度から各区に地域福祉コーディネーターを配置し、各区を単位とした地区社協などの支えあい活動を進めてきました。

この間、養成講座にて160人の生活介護支援サポーターが要請され、集いの場としてのサロンは37か所(R5現在)設置されました。区によっては地区主体の福祉講座や認知症サポーター養成講座を開催し、高齢者の困りごとの聞き取りやそれに対応する支援体制ができるなど、この10年間で地区の助け合い体制づくりが進んできました。

一方、コロナの影響でそういった助け合いが中断し、近所づきあいの関わりの度合いも減少しています。困ったときの相談相手として行政を選ぶ割合が増え、地縁にもとづかない関係を望む層の増加が見られます。

また、介護保険を利用する外国人が現れ始め、高齢者単身または夫婦のみの世帯が増加するなど、高齢者の像が多様化し始めています。

地域包括支援センターは、令和4年度一年間で高齢者に関する相談を3,264件(令和元年度比2.4倍)受けました。件数もさることながら、老々介護や8050問題、権利擁護など、内容が複雑化・複合化してきています。

一方で、特に元気な高齢者の地域包括支援センターの認知度は低く、この3年間でさらに低下しました。

高齢者の移動の問題に関しては、令和5年10月からまちなかタクシーの試行が始まりました。この施策で高齢者の移動の願いがどの程度叶うのか、地区単位でのさらに小さい・短い距離の移動を支援する仕組みも必要になるのか、状況を見ながら判断する必要があります。

〈課題〉

- ・地域（区）単位、ご近所同士の助け合い体制の継続
- ・多様化する高齢者像に合わせた相談支援体制の拡充
- ・地域包括支援センターの相談窓口、活動内容の周知不足
- ・まちなかタクシーでカバーされない範囲の移動支援策の検討

【課題に対する実施主体ごとの役割】

主体	役割（やること）
住民（自助）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会の一員として、お互い様の関係を築きます ・地域内の多様な存在と共生する意識を持ちます ・各地区の支えあい活動など地域に積極的に参画します
地域や関係団体、民間企業等（互助・共助）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の「困った」を住民と協働し、課題解決に向けた取り組みを行います ・地域内で社会的孤立を出さないために、見守りや生活支援などの関わりを作ります ・それぞれ持つ強みや特性を地域内の助け合いに活かします
行政（公助）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの輪の拡大に向けて、考え方の周知と理解促進、主体づくりの支援を進めます ・地縁的な助け合いの仕組みの拡充を支援します ・重層的な相談支援体制を確立します ・移動支援など、生活全般の高齢者の困りごとを把握し、サービスの主体を作る・結びつける支援を行います ・「困ったら包括」「心配になったら包括」として、相談窓口としての認知度を向上します

【事業の評価指標として考えられるもの】

指標の内容	令和5年 現在	令和6年 目標	令和7年 目標	令和8年 目標
支え合い活動実施地区数				
地域包括支援センター認知度				
「困ったときに気軽に頼める人がいる」以上の近所づきあいの割合				
民間企業等と連携した介護予防活動の回数	2社 2回			
参考にした調査等	事業内容、高齢者等実態調査			

4 医療と介護が一体となった在宅サービスの推進

〈現状〉

高齢者を含む誰もがその状況に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、支援者である医療・介護の専門職同士が連携を目指した研修会や情報共有、入退院時における連携のルール化、医療・介護の社会資源の見える化を進めてきました。

〈課題〉

人生の最終段階を住み慣れた自宅で迎えたいと望む人の割合は、令和2年度（2020年）は73.9%、令和4年度（2022年）は56.4%（高齢者実態調査による）ですが、令和4年度県の見える化シートでは、2016年～2020年の5年間の平均で自宅又は住み慣れた施設で亡くなった方は25.0%でした。自宅で終末を迎えたいという希望と現実乖離があります。

人生の最終段階においては、高齢者本人の状況を踏まえつつも、希望に応じていくことが重要であり、その人らしい人生の最終段階を迎えられる体制づくりが求められますが、支える専門職の数は生産年齢人口の急減に伴い減少します。箕輪町の人口構成では2070年まで高齢者は減らない見込みであるため、減っていく専門職で高齢者をどう支えるかが課題です。

- ・在宅医療・介護関係者に関する相談窓口の設置
- ・専門職の力を最大限活かすための取り組み
- ・医療関係者の円滑な情報共有・情報連携ツールの検討
- ・人生会議の周知啓発

【課題に対する実施主体ごとの役割】

主体	役割（やること）
住民（自助）	・かかりつけ医、歯科医、薬剤師を持ちます ・医療や介護に関する情報に関心を持ちます ・家族間で人生会議の話し合いの機会を持ちます
地域や関係団体、民間企業等（互助・共助）	・在宅医療、介護サービスの事業者同士が顔の見える関係をつくれます。 ・日常生活療養支援・入退院支援・急変時・在宅での看取り時等、様々な場面ごとで事業者同士が円滑に情報共有します。 ・多職種連携に関する研修に参加します。
行政（公助）	・在宅医療・介護に係る相談窓口を設置することにより、医療介護連携がスムーズに行います。

	<ul style="list-style-type: none"> ・多職種が参加する研修の場を作ることで、それぞれの職種の特性を理解し、専門性を利用しあえる関係を形成します。 ・専門職が専門職の仕事ができる環境づくりのため、運転など専門職以外でできる仕事と地域資源とマッチングや、町関係の事務手続きの軽減などにつとめます。 ・町民が利用する医療・介護事業所が電子連絡帳などの共通のフォーマットで連携する状況を目指し、広域で連携・運用できるための取り組みを検討します。 ・人生会議の啓発をすることにより、自分の意向に沿った人生の最終段階を迎える人が増えることを目指します。 ・足りない社会資源、必要な社会資源を増やすことに取り組むことで、在宅療養者がより快適に過ごす環境を作ります。
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【事業の評価指標として考えられるもの】

指標の内容	令和4年 現在	令和6年 目標	令和7年 目標	令和8年 目標
地域住民向けの普及啓発（出前講座含む）	ACP 講演会 62 人 終活セミナー 84 人 鶴亀講座毎月 広報 2 回（救急キット、ACP）			年 20 回以上
専門職向け研修の開催	ケアマネ会 ACP 講演会			年 1 回以上
多職種事例検討会の参加人数	18 人（広域開催）			20 人以上
在宅介護連携支援センター相談件数	0 件			2 件
独居高齢者等への救急キット配布数率	R4 年度末 1,148 人 18.9%（R5.7 月）	1,500 人	1,600 人	1,700 人
在宅死亡率の割合 （自宅+老人ホーム） ※3	2020 年 25.65%			上昇

かかりつけ医の有無 ※1	2022年 元気：85.6%			元気：90.0%
人生の最期をどのように迎えたいか家族と話し合ったことがある高齢者の割合※1	2022年 元気：35.9%			元気：50.0%
参考にした調査等	※1 高齢者生活・介護に関する実態調査（令和4年度） ※2 死亡統計（町健康推進課）、事業実績による。 ※3 県見える化調査分析シート（令和4年度）			

5 認知症にやさしい地域づくり

〈現状〉

65歳以上の高齢者の約5人に1人が認知症高齢者になると見込まれる令和7年（2025年）を目標に、認知症の方を支える地域づくりの取り組みを推進してきました。令和5年（2023年）には認知症基本法が成立し、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支えあいながら共生する活力ある社会（共生社会）の実現を推進することが目的とされています。

高齢者実態調査において、認知症の相談窓口を知っているのは、元気高齢者で16.3%から13.8%と減少、居宅高齢者では26.6%から27.4%へと微増し、現時点で認知症と関わりがない住民には認知度が低い状況です。

身近な方に認知症の疑いがあるときの相談先については（元気高齢者のみ回答）、家族や親せきが最も多く、かかりつけ医、市町村の保健師、地域包括支援センターと続きます。適切なタイミングで専門職の相談へとスムーズに繋がられるよう、幅広い年齢層へ向けて相談窓口を周知していく必要があります。

地域活動は徐々に戻りつつあるものの、コロナの影響により箕輪町でも認知症カフェが休止するなど、一時的に社会参加できる通いの場の縮小が余儀なくされました。

〈課題〉

- ・後期高齢者の増加に伴う認知症状を持つ高齢者の増加と介護者の多様な背景の存在（独居高齢者、高齢者世帯の増加）
- ・認知症の相談窓口を知らない住民が多く、幅広い世代で認知症理解が不十分である

- ・地域生活を支える資源（すまいる、カフェ、認知症サポーター等）の認知度が低く、十分活用されていない
- ・診断後の繋ぎ先が少なく、認知症の方が外出しにくい（希望を叶えられる受入先がない、受け入れる側が対応できない、外出したがない人が多い）

【課題に対する実施主体ごとの役割】

主体	役割（やること）
住民（自助）	<ul style="list-style-type: none"> ・世代を問わず、認知症は誰もがなりうるもので、怖いものではないと理解します ・地域の認知症関連の学習会等に参加し、関心を高め知識を得ます ・認知症の早期発見・早期治療を意識した対応に努めます ・困っている人がいたら、地域や行政・関係機関と連携し、繋がります <p>認知症の有無に関わらず、趣味活動等の通いの場、地域活動、畑仕事など、社会参加を意識して暮らします。</p> <p>認知症サポーター等の知識を持つ人が地域の中で活発に活動します</p>
地域や関係団体、民間企業等（互助・共助）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の関係団体や民間企業等が認知症の知識を持ち、地域住民を支援します ・地域の関連団体や民間企業等が認知症の早期発見・早期治療を意識して支援します ・地域団体のみならず民間企業の立場からも、社会参加や予防につながる地域活動の事業内容を理解し、活動支援と事業展開に協力します ・従業員の認知症予防・健康づくりのため、SDGs や健康経営、ゼロカーボンなどの事業所の社会認証の仕組みと連動し実践します
行政（公助）	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座、出前講座等により、認知症の普及啓発（正しい情報の発信、共生と予防の意識）に努め、地域住民や事業所などの地域のフルメンバーが認知症（若年性含む）を正しく理解します ・出前講座や SNS 等を活用し、認知症の相談窓口を周知します ・行政主体だけでなく、認知症見守り団体「すまいる」、民間企業等と連携した地域づくりと支援体制を強化します

	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動（認知症カフェ、通いの場等）への参加と活動促進を支援し、地域住民が認知症の有無に関わらず参加しやすくします ・認知症ケアパスを活用し、地域住民が適時・適切なサービスを選択し意思に沿った提供を受けられるよう行政と医療・介護等関係者と連携します ・認知症本人の声を聴きながら、必要に応じて民間企業等と連携した正しい情報の普及啓発、居場所づくりや就労支援を推進し、地域住民一人一人が認知症の人の想いを意識した行動をとれるようにします ・認知症サポーターやキャラバン・メイト等と一緒に認知症に関わる企画運営等に参加できるように活躍の場を提供します
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【事業の評価指標として考えられるもの】

指標の内容	令和4年 現在	令和6年 目標	令和7年 目標	令和8年 目標
認知症サポーター養成講座開催回数・受講者世代				
SNS等を活用した周知回数				
民間企業等と共同した企画運営の回数	2回（R5）			5回
認知症サポーター、キャラバン・メイト等と共同した企画運営の回数	1回（R5）			5回
10-64) 認知症に関する相談窓口を知っていますか	元 気 : 13.8% 居 宅 : 27.4%			元 気 : 15.0% 居 宅 : 30.0%
参考にした調査等	箕輪町による事業内容、高齢者等実態調査、いきいきポイント事業			

6 家族介護支援

〈現状〉

高齢者実態調査から、仕事と介護の両立について、介護による離職者の数は変わらないものの、労働時間を調整しなくてはならない人の割合は減少し、働きながら介護し続けられると回答した介護者の割合は増加したほか、介護の身体的・精神的・経済的な負担感についてはすべての指標で改善が見られます。

一方で、元気高齢者が在宅医療や介護を受ける際に心配なことは、「介護してくれる家族の負担」と、「自宅に訪問してくれる医療・介護の体制」が同率トップ、元気高齢者は包括支援センターの認知度も低下していることから、介護に対する具体的なイメージや情報が不足していそうです。

また、窓口対応から複雑な介護保険制度の理解促進も課題と感じられるほか、どのタイミングで介護保険の相談や申請をしていいかわからない、という声も多くいただきます。

居宅サービスの利用を含め、「できる限り在宅でみたい」と考える介護者の割合は減少しています。自宅での生活の継続に必要と感じるサービスは、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」「食料品等の宅配や巡回販売」「配食」「買い物」が上位に挙げられています。

〈課題〉

- ・在宅での介護の不安に対する情報の不足
- ・在宅での介護の技術を学ぶ機会がない
- ・介護保険制度の使い方、使うタイミングが分からない
- ・相談先としての地域包括支援センターの知名度の低さ

【課題に対する実施主体ごとの役割】

主体	役割（やること）
住民（自助）	・介護保険や福祉サービス・技術について学びます ・介護休暇等の制度について情報収集をします
地域や関係団体、民間企業等（共助）	・介護事業者等は、介護者に対して相談機能を果たします ・介護支援専門員は、介護者の相談援助もして行きます ・従業員が介護しながら働きやすい職場づくりに努めます
行政（公助）	・介護休暇等の制度の普及啓発を図ります ・介護保険制度やサービスの周知を図ります ・介護の技術について学ぶ場づくりを支援します ・相談先として地域包括支援センターの知名度を向上します

【事業の評価指標として考えられるもの】

指標の内容	令和5年 現在	令和6年 目標	令和7年 目標	令和8年 目標
介護を理由とする過去 1年間の離職者数	6.2% (34人)			
労働時間を調整して働 いている介護者数	37.3% (59人)			
介護や介助のために年 休・介護休暇を取得した	25.3% (40人)			
今後も介護をしながら 働き続けられる介護者 数	79.1% (125人)			
「できる限り在宅でみ たい」介護者の割合	54.3% (297人)			
地域包括支援センター 認知度	元気高齢者 23.8%			
参考にした調査等	高齢者等実態調査			

7 介護人材の育成・確保

〈現状〉

急速に進行する少子化に伴う介護人材不足（生産年齢人口の減少）と、当町の人口構成から2070年まで減少しない高齢者数のアンマッチにより、介護人材不足が加速度的に進んでいます。町内の介護事業所にお聞きする中でも介護人材の不足が深刻で、特に資格職の採用に苦慮しています。

施設の規模にもよりますが、職員が少ないために交代要員が確保できず休みを取りにくい、腰痛等の職業病への対応、メンタルヘルスや施設虐待等のリスクマネジメント対応などの必要な人材育成・研修が必要だが、その余裕が取れないなどの課題があります。外国人労働者の採用も増えており、地域と共生しやすい環境が求められています。介護保険に伴う事務負担が大きいことも課題です。

〈課題〉

- ・介護人材の確保
- ・介護人材の働き方もの環境改善、人材育成
- ・業務の効率化、事務負担の軽減

【課題に対する実施主体ごとの役割】

主体	役割（やること）
住民（自助）	<ul style="list-style-type: none"> ・介護や介護保険制度について理解を深めます ・可能な限り自立した生活が送れるよう、介護予防や健康づくりに努めます ・介護事業所の仕事や役割について理解を深めます
地域や関係団体、民間企業等（互助・共助）	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT等を活用し業務の効率化に努めます ・介護職員のケア技術の向上の取組や、職員の職場での悩みを受け付ける相談窓口の整備や研修などに努めます ・メンタルヘルスやハラスメント対策に取り組みます ・外国人労働者と共生するための理解に努めます
行政（公助）	<ul style="list-style-type: none"> ・箕輪町U・Iターン応援奨学金支援補助金を周知します ・介護事業所の事務負担の軽減策を講じます ・新規事業者の発掘を行い、支援します ・介護人材に関する実態の把握に努めます ・人材育成に資する研修等を実施、検討します ・人材確保のための介護職員資格取得補助金を交付します ・事業所を支援する多様な人材の養成やマッチングなどを行い、運営を支援できる仕組みづくりを行います ・介護事業所の仕事について住民が知る機会を作ります ・外国人労働者が暮らしやすい環境づくりを支援します

【事業の評価指標として考えられるもの】

指標の内容	令和5年 現在	令和6年 目標	令和7年 目標	令和8年 目標
介護職員資格 取得補助金 利用者数	令和4年1人 令和5年1人			3人以上
ボランティア 人材の養成				年度末の数値 を報告
事務負担軽減 （電子化）				原則、電磁的 な対応を認め る
参考にした調査等	※1 高齢者生活・介護に関する実態調査（令和4年度）			

8 安全・安心な暮らしの確保

① 高齢者虐待の防止

〈現状〉

箕輪町の虐待相談件数は、年度によりばらつきがありますが警察からの通報が増加し、虐待者、被虐待者の年齢層が若い方が多いのが特徴です。

最近の傾向としては、問題が複雑化し総合的な対応が必要になることが増え、担当部署だけでは解決できないケースもあります。児童、障がい者、高齢者等の本人を取り巻く関係者のネットワークを構築し、司法・医療機関・警察等の各機関との更なる連携が必要です。

〈課題〉

- ・虐待が発生する家庭の課題が複雑化している。総合的な支援を必要としているケースが増えてきている
- ・虐待事案に対応する職員の資質向上が必要

【課題に対する実施主体ごとの役割】

主体	役割（やること）
住民（自助）	・困ったことなどは一人で抱えず、相談する。
地域や関係団体、民間企業等（互助・共助）	・普段から、あいさつや声かけを行い、相談しやすい雰囲気作りをする。 ・虐待を疑った場合は、地域包括支援センターへ相談する。
行政（公助）	・過去の虐待事案に関して、定期的なモニタリングを行い、住み慣れた地域で安心して生活できる。 ・虐待に関する啓発活動として町広報誌へ掲載し、虐待に対する知識を住民が持ち早期発見につなげる。 ・虐待に対する正しい知識習得のために学習機会を確保する。

【事業の評価指標として考えられるもの】

指標の内容	令和4年年度	令和6年目標	令和7年目標	令和8年目標
虐待に関する相談件数	16件			
虐待認定件数	15件			
虐待事案モニタリングの実施	56回			

虐待に関する 広報誌での啓 発回数	1回			
参考にした調 査等	相談記録システム集計、権利擁護ネットワーク連携協議会資料			

② 高齢者の権利擁護

〈現状〉

町における成年後見制度の利用者数は、令和4年57人となります。利用者数は、年々増加傾向にあり今後は更に増加するものと考えられます。

全国の成年後見等（後見、保佐、補助）開始の審判において、後見の利用者の割合が全体の約8割を占めており、平成30年（2018年）における後見以外の審判全体に占める割合は、保佐が16%、補助が5%にとどまり、任意後見に至ってはわずか1%となっています。制度の普及啓発を強化していくことが求められます。

このため、成年後見制度の利用者の能力に応じたきめ細やかな対応を可能とする保佐及び補助や、利用者の自発的意思を尊重する任意後見制度の利用促進を図るとともに、町民が適切かつ安心して利用できるような取り組みが求められています。

〈課題〉

- ・利用者数、相談件数が増えてきているが、制度自体を知らない住民も多い。窓口の周知が今後も必要になる。
- ・成年後見制度の利用希望者は増加していくが、受け皿が少ない。
- ・身寄りのない方、身寄りがあっても親族等とも疎遠になっている方の増加が予想される。当事者の方が不安に思っていることに対して、対応していく必要がある。

【課題に対する実施主体ごとの役割】

主体	役割（やること）
住民（自助）	・成年後見制度への理解を深めていく。
地域や関係団体、民間企業等（互助・共助）	・定期的に専門職や関係機関に対し研修を開催し参加してもらおう。必要な方へ制度の紹介などを行ってもらおう。

行政（公助）	<ul style="list-style-type: none"> ・身寄りのない方への支援・勉強会を行うことで、不安が軽減される。 ・担い手の育成を行い、支援の幅を増やしていく。
--------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【事業の評価指標として考えられるもの】

指標の内容	令和5年 現在	令和6年 目標	令和7年 目標	令和8年 目標
成年後見セミナーの開催数	1回			
市民成年後見人養成講座の開催	1回			
専門職向けの研修会の開催	1回			
住民向けの講習会	-	計画期間中に1回		
町への相談件数				
参考にした調査等	上伊那成年後見センター実績報告書			

③ 高齢者の消費生活

〈現状〉

認知症等による判断力の低下や身体能力の衰えなどがある高齢者を狙った悪質商法や消費者トラブルの増加、孤立した住民が一人で抱え込むことによる消費者トラブルの深刻化などが懸念されます。特に、孤立した高齢者の場合は、自ら被害を認知し関係機関へ相談することが困難となる可能性があり、周囲のサポートが必要です。

さらに、デジタル化の進展やコロナ禍による新しい生活様式の浸透、頻発する自然災害に便乗した悪質商法の発生などにより、消費者の誰もが消費者トラブルや被害に遭う可能性があります。

〈課題〉

- ・高齢者に対する注意喚起や消費者教育について、関係団体等と連携して取り組める体制の構築
- ・市民講座等により消費者教育の充実を図る

【課題に対する実施主体ごとの役割】

主体	役割（やること）
住民（自助）	・消費者被害などの事例を通じて理解を深めます
地域や関係団体、民間企業等（互助・共助）	・介護事業者や民生・児童委員など、高齢者を見守る立場の人を対象に、高齢者が被害に遭いやすい消費者トラブルや被害発見のポイント、対処方法などを内容とする講座等を行い周知していくことで、被害拡大を防ぐことができる。
行政（公助）	・高齢者に対する注意喚起や消費者教育について、関係各課が連携して取り組める体制の構築 ・市民講座等により消費者教育の充実を図る ・特殊詐欺対策機器（電話機）購入に対する補助

【事業の評価指標として考えられるもの】

指標の内容	令和4年度 末現在	令和6年 目標	令和7年 目標	令和8年 目標
消費者に関する相談 件数（町相談件数）	8件			
特殊詐欺被害件数	2件			
機器設置補助金申請 件数	5件			
参考にした調査等	権利擁護ネットワーク連携協議会資料による			

④ 高齢者の交通安全対策の促進

〈現状〉

交通事故件数は平成17年をピークに減少していますが、高齢者が増加していることなどから、相対的に事故件数全体に占める高齢ドライバーの割合が増加しています。高齢者の交通事故は夕方から夜間にかけての時間帯に多く発生しており、反射たすきを配るなどの対策を進めてきました。

令和元年度から、専任の職員2名（警察OB等）がパトロール車による町内の巡回を行い、元警察官としての知識や経験を活かした子どもの見守りや年金支給日の金融機関の見守り、地域の防犯活動、交通安全活動を実施しているほか、心配な高齢者にも直接呼びかけ、交通安全意識を高め、犯罪・事故の抑止につなげています。

また、令和5年10月から高齢者の新たな移動手段としてまちなかタクシーの運用が始まりました。高齢になり運転が難しくなった高齢者が移動手段を得て、免許を返納していく動きにつながることを期待されます。

〈課題〉

- ・高齢者の交通事故の起きやすい時間帯と条件への、引き続きの対応
- ・運転能力が低下した高齢者ドライバーによる交通事故の防止
- ・まちなかタクシーの利用促進による安全な移動の促進

【実施主体ごとの役割】

主体	役 割
住民（自助）	<ul style="list-style-type: none"> ・交通ルールを順守します ・夜間外出するときは、夜光反射タスキ等を身に着けて、交通事故にあわないようにします ・免許返納の時期について家族と話し合います
地域や関係団体（互助・共助）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域一丸となって、交通安全意識の向上に努めます ・地域の危険個所について、対策を考え要望を行います
行政（公助）	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全に関する出前講座や周知を行います ・夜光反射タスキ等の配布及び利用啓発を行います ・高齢者の移動手段を確保し、免許返納の促進を行います ・高齢者の見守り体制をつくります

⑤ 災害への対応

〈現状〉

近年、全国的に自然災害が多発しており、高齢者が犠牲となるケースがみられています。少子高齢化に伴い、要配慮者の増加がみられるため、災害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図る必要があります。

避難所での生活が難しい要配慮者への対応として、町内を中心とした社会福祉施設と災害時における要援護者の受け入れ（福祉避難所）協定を行っています。

新型コロナの影響より中断しましたが、町総合防災訓と併せた移送訓練などの準備を進めているほか、令和5年度末までに指定訪問介護事業者は感染症や非常災害の発生時における業務継続計画（BCP）を策定することが義務付けられ、災害時の連携が改めてクローズアップされています。

新型コロナによる行動制限が収束し、5類に移行しましたが、高齢者は、感染症に対する抵抗力が弱いため、罹患した場合には重症化する可能性があります。

平常時から感染症対策に努めるとともに、県や関係機関等と連携をとり、感染対策を進めていきます。

〈課題〉

- ・ 要配慮者の避難に関する支援の方法の明確化
- ・ 有事に機能するための、事業所と町との要援護者協定の実質化

【実施主体ごとの役割】

主体	役割
住民（自助）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害や新たな感染症について正しい知識を学びます。 ・ 防災訓練等に積極的に参加します。 ・ 日ごろから手洗いうがいなどの基本的な感染症予防対策をします。 ・ 地域の事業所等に協力します。
地域や関係団体（互助・共助）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で防災訓練等を実施します。 ・ 地域で防災マップ等を作成し、危険個所を把握します。 ・ 地域支えあいマップを作成し、支援を必要とする方の把握に努め、災害時の対策を行います。 ・ 社会福祉施設は、感染症対策を含めた業務継続計画を策定します。 ・ 地域住民と協力し、防災訓練等に取り組みます。
行政（公助）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 箕輪町地域防災計画に基づき、関係機関と連携しながら、防災対策の充実を図ります ・ 協定に基づく福祉避難所運営が行えるよう、福祉事業所と連携した訓練を行います ・ 防災や感染症対策に関する情報を発信します ・ 地域支えあいマップ作りを支援します。また、支えあいマップに基づく個別避難計画の策定を検討します。

9 保健福祉事業・生活支援サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう生活支援、介護者支援、住宅環境の整備など、一人ひとりにあった支援を推進します。

① 生活支援サービス

事業名	事業の概要
生活管理指導短期宿泊	高齢者を介護する者が家庭において介護が困難になった場合、その高齢者の方が一時的に福祉施設に宿泊できるように支援します。
訪問理美容サービス	外出が困難な高齢者の方が、訪問による理美容サービスを利用する経費の一部を助成します。
緊急通報システム設置サービス	急病や災害時の非常事態に備えて、緊急通報装置を設置します。
救急医療キット配布	救急時に必要な情報を保管するための救急医療キットを配布します。
高齢者タクシー料金助成	通常のタクシーを利用することが困難な高齢者に対し、タクシー料金の一部を助成します。

② 高齢者の住環境の整備

事業名	事業の概要
高齢者にやさしい住宅改良促進	住み慣れた自宅でより快適な生活ができるように、住宅の改良に要する費用の一部を助成します。

③ その他の事業

事業名	事業の概要
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申立てに要する経費及び成年後見等の報酬の一部の助成を行います。
地域密着型サービス事業所居住費等助成事業	認知症対応型生活介護*の居住費、小規模多機能居宅介護*及び看護小規模多機能居宅介護*の宿泊費の一部を助成します。